

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第18号 88/6 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第9回審理 7月5日(火) PM3~5 前田証言
第10回審理 7月26日(火) AM10~12 前田証言

第八回公開口頭審理

前田市芦前校長、スパイ行為を証言

組合事務所を張り込む不当労働行為

救援会事務局

去る六月二日、第八回公開口頭審理が、分庁舎三階大会議室で開かれました。この日は、二人の停職処分と九人の強制配転処分の直接当事者で、市教委側の最重要証人といえる前田和夫市芦前校長(現市教委指導部長)の証言ということ、多数の傍聴者により審理廷は埋まり、座われない人も出る状態でした。

市教委側寺内代理人により、深沢・河村両先生の「無断職場離脱」に関する主尋問が行なわれました。約二時間におよぶ証言の大半は、両先生の「無断職場離脱」として、管理職が「確認」したという日時・状況説明に費やされましたが、二人の先生が高教組西阪支部(西宮に組合事務所がある)に出かけていたことへの証言にいたるや、「市教委の課長と二回にわたって組合事務所待ちうけて確認した」と、スパイ行為を自から証言したのです。組合執行委員の二人のみを特定し、学外で張り込んで「処分事実」をデッチ上げた、従来の労使慣行を一切無視しての不当労働行為そのものといえます。組合つぶしの意図を露骨に示したといえます。

次回は七月五日に変更となり、鈴木先生以下七名の強制配転に関する主尋問が同じく前田証人に対して行なわれますので、組合つぶしの張本人の証言として監視していきたいと思えますので多数の方々の傍聴参加をよろしく願います。

も/く/じ

「車で来られている先生方についてはその車を見て、勘定して歩いていました」

校長先生のすることか!

闘いはまっすぐに

あたりまえの社会をめざして

夏期一時金カンパのお願い

救援会事務局……2

市芦卒業生……5

救援会事務局……6

芦屋の教育を考える市民の会……7

救援会事務局……8

第八回公開口頭審理報告

「車で来られている先生方については
その車を見て、勘定して歩いていました」—前田証言

救援会事務局

「先生の車をかぞえて不在を確認した」

この日前田証人は、「河村先生については昭和六〇年四月頃から六一年三月頃まで、深沢先生については昭和六一年四月頃から同九月頃まで無断職場離脱があった」との証言を皮切りに、まず勤務時間について次の様に証言しました。

- ①市条例、規則により、一週四二時間の勤務の割りふりは校長が行い、教育長が了承する。
 - ②その周知については、職員会議で口頭か、そのつど提示した。
 - ③勤務時間については、三つの時期に区切って定められてきた。(①昭和六一年三月三十一日まで、②六一年四月一日～八月三十一日、同年九月一日～)、④終業時間の管理、退校の確認は、学校を巡回して確認し、不在者は学校日誌に記録した。
- 以上の前田証言は、あたかも勤務時間の周知や、管理を校長として責任もって徹底して

きたかのように訴え、職員が一方的にそれを無視したと強弁しようとしたものですが、しかし、証言の各所でボロを出しているのです、その一部を抄録します。

○ 処分代理人(以下代)職員について、三つの勤務時間(先述の①②③)についてどのよう周知されたのか。

前田証人(以下証)昭和六一年三月三十一日までですと、組合のストの予告があった時とか、教育実習生が学校へ来た時に伝えたり、次の時間(④⑤)は職員会議ならびに掲示しました。

代 終業についての管理は。

証 (④の場合)休憩時間が一五時四九分から一六時三四分、その後一五分休息をとる終業時刻は一六時四九分となります。その時に、職員室・特別教室・車で来られる先生方はその車をみて、勘定して

代 歩きました。

代 ちよつとまって下さい(爆笑)、車の位置といわれましても(爆笑)、おかれている場所から車がないということを確認されるということですか。

証 場所をみたということですか。

代 のってこれらる車をだいたい校長で把握されているわけですね。

証 特別教室とは。

代 理科の準備室とか体育教官室とか進路指導室です。

証 校長室から見えますか。

代 見えません。

証 見えます。

代 終業時刻の管理以外に、退校についての確認をされたことはありましたか。

証 昭和六一年三月三十一日までの場合、一五時四九分から休憩となつてますが、その前に特に何もなければ退校される方が多くあったので……。

代 一五時四九分からは授業がないんですね。退校される先生、車で出る先生、職員室にもおられない先生方を確認していた。

証 この時は理科の準備室は。代 してません。

代 確認していなかったとなると、どういう処置をするのか。

証 学校日誌に記載する。

○ なんともいいかげんな話ですが、市芦の教師が昼夜をとわず、学外での生徒指導を含めて教育活動をしてきた実態など一切無視しての話で、いづれ反対尋問でこれらの証言の虚偽については明らかにされると思います。

「組合事務所の前で確認した」

河村・深沢両先生の「無断職場離脱」についての証言は次のとおりです。

- ①河村先生については、昭和六〇年四月一日から六一年九月二日までの間の十二回、深沢先生については、昭和六一年四月二日から同九月二日までの間の十一回確認した。
- ②午後二時頃と四時頃に不在を確認した。
- ③組合執行部、両先生に対し、「年休届を出すよう」通告していた。
- ④深沢先生については注意文書を手渡し、連絡ボックスに入れて注意した。
- ⑤西阪神支部の組合事務所の前で先生が来るのを確認した。

この前田証言は、代理人から提出された書証の「学校日誌」の写しを証人が見て逐一なされたもので、あたかも、管理職の「注意」を両先生が全く無視して「違法行為」をくり

かえしていたという印象を与えようとしたものですが、「不在確認」のズサンさは先の証言でも明らかであり、また、組合活動についての市教委交渉が六〇年五月にも行なわれているにもかかわらず、河村先生については処分が一年も前の事にさかのぼってなされ、深沢先生については校務の出張を認めない形での処分となっており、これらのデッチ上げについては、反対尋問で明らかにされることになりま。

○ 組合事務所前まで張り込んでの「無断職場離脱」の「処分事実確認」というおどろくべきスパイ行為についての証言を抄録します。

代 河村・深沢先生の無断職場離脱について、西阪神支部に行くということですが、実際に確認されたことがありますか。

証 はい。六一年七月八日と九月二日です。

代 証人が一人で行かれたのですか。

証 七月八日は市教委の教職員課長と行った。九月二日は同じく学校教育課長と待った。

代 西阪神支部には何時ごろ行かれたんですか。

証 一時頃です。七月八日、河村先生が一四時一五分頃来られました。

代 いつまでおられましたか。

証 車でこられて、その場所に一五時三〇分頃には車はありませんでした。

代 深沢先生は一二時五〇分に学校から出るのを教頭先生が確認していますね。出られたんですけども、西阪神支部には来られていないんですね。

代 確認しておりません。

代 少くとも証人が待っている一時頃には行かれてない。支部の入口はどうなんですか。

証 一ヶ所です。

代 証人はどこで待ってられましたか。

証 入口が見える場所です。

代 九月二日は。

証 七月八日と同様、一時頃。

代 河村先生は来られましたか。

証 一時四〇分頃こられました。

代 深沢先生は。

証 私がみたのでは来ておられない。(書証を示して)九月二日四時半に深沢先生の帰校を教頭先生が確認していますね。同日、深沢教諭・鈴木教諭・河村教諭のことがかかれてるのですが、西阪神支部に来られなかった。河村先生が来られたんですね。

○ なんともおそろしい証言である。組合活動家の処分方針があらかじめあり、そのために「無断職場離脱」という「名目」で監視して、「車での確認」にもたたりず、ついには組合

事務所前での張り込みを、市教委役人と共に行うという。毎火曜日を特定してのスパイ行為が、明らかに組合活動を狙うことにしたものであることを自から証言したのである。

この不当労働行為については、反対尋問で徹底的に追及していかなければなりません。

「ざわめいていた」が「大声」となるカラクリ

両先生に対する処分通告の日（昭和六一年九月二十九日）の様子についての証言は次のとおりです。

①指定の時間に両先生が来られないので、異例ではあるが市教委の方が学校に来られた。

②校長室に両先生以外に一五、六人の先生も一緒に来られ、出ていかれないのでその場で小林管理部長が処分書を読みあげられた。

③処分書を受けとられないので、両名の机の上に置いて、市教委の方も私もひき上げた。

同年九月一日に、小林管理部長以下数名がカメラ・テレコに軍手をはめて職員室に教頭の机を暴力的に持ちこんだ一幕は市教委の挑発行為として広く有名になっていますが、その月末二十九日の処分通告に際しても、挑発をくりかえし、あたかも教員集団が威圧・暴力的であったかのような印象を与えることを狙ったものですが、その証言の抄録によると、

代 学校にはどなたが来られたのですか。
証 管理部長と教職員課長と同主幹・主査です。

代 校長室には二人だけで来られましたか。

証 いえ、ほかにも、一五、六人ぐらいの先生と一緒に来たと思います。

代 どういった先生をおぼえていますか。

証 定かではないですが、K・T・O・T・Y・I・I等であったと。

代 大勢でこられて、証人・市教委の方はどうなさったのですか。

証 他の方は退場して下さいと言った。

代 すなおに従いましたか。

証 そうではありません。

代 どういう状態でしたか。

証 ざわめいた状態でした。

代 大声とか、だったんところがうのですか。

証 そうです。いわゆるヤジとか、罵言雑言とか……。

代 管理部長は処分書を最後まで読み上げられましたか。

証 はい。

尋問と証言の破廉恥さはいうまでもないが、組合に対する敵意・悪意のみをおおるといふ悪質なものでしかありません。

組合つぶしの意図を
さらけだした前田証言

審理終了後の集会で、分銅弁護士から次のような報告をうけました。

「処分を前提として、処分の為の材料づくりをずっとしてきたということであり、その行為そのものが不当労働行為・組合つぶしの行為であったという事は、自分の管理者としての能力のなさをさらけ出すと共に、不当労働行為であることを自分自らの口で言っているのではないかと思う。我々の反対尋問では、その背景に組合をつぶさないと、市芦を自分達の思うような教育にかえることができないということと不当労働行為に結びついてきたのだということ明らかにさせていきたい」

証言が終わり、退廷しようとする前田に対し、「それが人間のやることか！」という一言が大きく響いた。次回も前田証人の露骨な組合つぶしの意図が明らかにされると思いますので、多数傍聴に参加して下さい。

傍聴記

校長先生のすることか！

市芦卒業生

自分が学校に行っていた時は、先生の仕事は大変だとかいう事はわからなかったけど、深沢先生とかに出会ったおかげで、私とかうちの主人はまともに子供を生んで、その子供が小学校に行くようになってます。やっぱり先生らとめぐり会えて、ちゃんと生きる道はこうやねんどと教えてもらったから、こうやって生きていけるんだと思います。

今、子供が学校に行くようになってから、母親として学校にこうやってほしいということがたくさんあります。もし市芦が進学校に変えられてつぶされてしまったら、私らの子供が今度いくところがなくなってしまう。つぶさないで下さい。

証言を聞いて、校長先生の仕事というのは、時計みて、学校のバトロールしたり、先生の後をつけ

「前田校長の正体見たり」と思わず叫ぶ

救援会会員 T生

六月二日、処分者側証人第一号として前田市芦前校長が出廷するというので、楽しみにして出かけ

てみた。開廷前に、傍聴者席の前方で市当局関係者の中にまじり、時々市教委の役人に何やら耳うちされては、多数結集していた傍聴人を気にしてか、目をキョロキョロさせ、さすがにおちつかない様子であった。

いざ開廷となり、最初に「証人宣誓」があったが、傍聴者も全員起立させられたにはおどろいた。「真実のみを話す」などと、初手からウソつきの前田の「宣誓」などを聞かされたのであるから、たまったものではない。

その嫌悪感に似たようなものが、一層増幅したのは、代理人寺内の、ややうす笑いをうかべ、誘導尋問そのものという姿を見せられてである。しかし、もっとおどろいたのは、当日は河村・深沢両先生の「無断職場離脱」（デッチ上げだが）についての主尋問ということであり、「処分事実」を証言するということなのだが、何やら「規則」と「学校日誌」が次々と書証として提出され、前田はそれを見ながら、寺内代理人の言うがまま

に読んでいくというのがつづいたことである。かつて青雲高校弾圧で敵本公判が闘われた時、神沢校長の証言で、証言用メモともいえる書証が提出され、さすがにそれは組合側の反論で裁判所が不許可にしたことがあったが、今回は、何やら後でとのえられたのではないかとわかる「学校日誌」を書証とし、一年半余にわたって、二人の先生を特定して、まるで二名の先生に対する「監督日誌」のような書証をデッチ上げている。

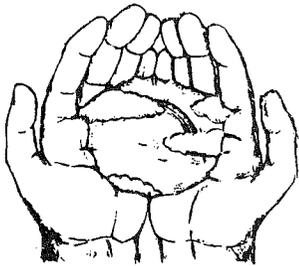
しかし、それを読む前田の声は小さく、自信のない声で、後で市芦の先生に聞くと、「権力をバツクに職務命令を出す時のはりきり様とはえらいちがいだ」とのことである。

それに、元来ええかげんな男として名高い前田だけに、証言の事前打合せも、つじつま合わせに苦慮していたのか、時々まとはずれな証言をし、あわてて寺内が修正させるといっておそまつな場面もあった。

前田らしいという証言もあり、「終業時間の管理は」との問いに対して、「職員の手をかせえてま

新屋英子 ひとり又居 章ちゃんの青い空

—障害児の生の喜びと悲しみのパフォーマンス—



親子が自由に芦屋の教育を考え、
討論する「市民の集い」

とき 7月10日(日) 午後2時～
ところ 市民センター (219号室-音楽室)
参加費 1人500円 カンパをお願いします。
主催 芦屋の教育を考える市民の会
共催 友の家



林力著

「癩者」の息子として

本の紹介

かつては、園を訪れる者は一定の場所で白衣を着せられ、まるで刑務所の面会のような取扱いを受けた。昭和二十四年、治ライ薬プロミンの出現は驚異的な治療効果をもたらした。
久しぶりに訪れた成人した一人息子に山中さんは、どんなにうれしく、つかの間の別れがつかうかたであらうか。——本文抄——

明石書店 発行
定価一、五〇〇円

あたりまえの社会をめざして

芦屋の教育を考える市民の会

「芦屋の教育を考える市民の会」(以下「市民の会」)は、昨年の春、数人で発足した。直接のきっかけになったのは、市芦に対する理不尽なまでの攻撃に腹を据えかねたことからである。我々のメンバーの中には、直接市芦と関係する者は一人(子どもが市芦生)にすぎないが、市芦への攻撃は我々全体にかけられた一種の思想攻

撃だと捉えた。 ちょうど統一地方選の時期と重なっていたのだが、保守から共産党まで、まるで符節を合わせたように、市芦の教育が偏向しているという大合唱を展開していたのだ。彼らは一様に「勉強の遅れている子どもや障害者、部落の子どもの非行生徒にかまひすぎている」、「これではふつうの市民の子弟の

内からは、「校長のする仕事か」などの的を「前田探偵事務所!」などとした。 「校門から出ていった」「学校の中を捜したがみつからなかった」「車がなかった」ことをさして「無断職場離脱」と言っていたのが、特定の組合活動家二人に対し、二度にわたって組合事務所まで張り込み、「処分事実」とするとの証言は、まさに不当労働行為を立証したものである。組合活動については従来、労使慣行を無視し、組合つぶしの意図を露骨に示している。許されぬ暴挙である。

闘いはまっすぐに

救援会事務局

昭和六十二年度末人事異動において、強制配転処分を受けた深沢・長瀬両先生は、その処分を不当としてそれぞれ芦屋市公平委員会に対して不服申し立てを行なった。 深沢先生は昭和六三年四月二十八日付、長瀬先生は五月二十日付である。

りつつある。 深沢先生は三弁護士を代理人として選任し、市公平委員会での審理闘争へ合流している。 長瀬先生に対しても、再三にわたって合流して共に闘うことを要請してきたが、別の弁護士を選任し、公平委員会での併合審理には同意されていない。市芦分会・救援会としては一致して共同の闘いが組めることを望んでいる。 引き続き権力の組合弾圧と市芦教育つぶしに抗する闘いは、何よりも被処分者の闘いの意志を核とするものである。権力の集中砲火が組合を的にしている今、組合に結果し、組合の闘争力を高め、一致して反撃にうつること

被処分者を含む市芦の教師のそれぞれの場における闘いが、組合の教育運動として一つの潮流をつくり、市芦という学校の歴史を刻み込んできたのである。それは、また、地域の労働運動や解放運動に包まれての実現であった。その中で、ひとりの教師の教育実践の条件も確保されていたのだ。それが権力の敵意を浴びている。 それゆえに、市芦分会と救援会の処分撤回闘争もその歴史に沿ってすすめてきた。 反弾圧闘争は、当然地域の組織的共闘を追求しながらすすめている。このいくつにも重なりを持ちながらの闘いがこの二年余続けられ、しかも独自に個人をつなぐ闘いが創り出されてきた。 今、この闘いを強めることが求められる。

勉強の邪魔になる」と、連日ボリウム一杯のマイクでがなりたっていた。 我々が闘っているのは普通の労働者が普通に暮らすことのできることを要求しているにすぎない。つまり、競争に敏ならざる者や、身体の不ぞろい者、普通の学歴の者が、落伍者として扱われるのではない社会を、職場の中で創りたいと思っている。

市芦への攻撃は、我々が創ろうとしている職場社会に対して、資本金が攻撃する論理と全く同質なのだ。にもかかわらず、芦屋では、「競争に負けた者は速かに去れ」

「市民の会」は「ともに学ぶ」という会報を二万枚各戸配布し、「ノン・エリートとして生きるためにこそ市芦を守ろう」と呼びかけた。これに呼応してくれた市民が数人、わざわざ激励の電話をかけてきてくれ、会に参加している。これに勇気づけられて、我々は二度目のピラを撤くと同時に、別掲の市民集会を開催することにした。 市民・労働者・学生の方々の参加で、自由に討論したいと思っていますので、多数御参加下さい。

夏期一時金カンパのお願い

—そして準備書面(抄)『時を刻む』刊行のお知らせ

救援会事務局

一九八六年十月以降の市芦弾圧の中で、会員の皆様方をはじめ多くの方々から温いご支援をいただき、ここにあらためて御礼申し上げます。

「松本教育改革」の名の下に弾圧は一層エスカレートし、今春も二名の教師が強制配転され、市芦の組合員の三分の一にもあたる九名が、教師の身分を奪われ学外に配転処分されるという凄まじい状態にあります。

あらたな不服申し立て、月一回の審理廷闘争を支えるための法対費用・諸費用も増大しています。さらに、教師への不当処分撤回とあわせて、「教育改革」の名の下に傷つけられている生徒・親の要求に根ざした活動を今後一層強化していかねばなりません。そのため、長期的闘いの拠点として、事務所の開設を準備しています。

事務局としても共同購入等の独自財源の確保に努めておりますが、年間三〇〇万円以上もの経常支出が予想される中では、皆様方の会費・カンパに大きく頼らざるを得ません。法対費等の増加、準備書面抄『時を刻む』の印刷・製本費等の出費とあわせて、事務所開設に向けての準備資金確保も含めて夏期一時金カンパを強くお願い申し上げます。

なおこの度、準備書面抄『時を刻む』を、多くの方々のご協力を得て刊行することができました。市芦弾圧が市芦教育そのものを根こそぎ潰そうという政治的弾圧であることを明らかにし、処分の不当性・違法性を一層明らかにしていくものとして、市公平委員会に提出した準備書面(背景論)の抄録です。市芦の教育活動の記録にとどまることなく、各地で子供の

教育権保障を闘っておられる多くの教育関係者・労働者・市民の方々と共に、今日の教育反動化攻撃に抗した運動の連帯を求めるとしてお届けできることになりましたら幸いです。本来であれば会員の皆様には無料で配布するべきものなのですが、

財政が逼迫している折、冊誌代として実費(発送料含む)五〇〇円で頒布させていただきたいと思えます。夏期一時金カンパとあわせて重ねてよろしくお願い申し上げます。同封の振替用紙を御利用下さい。

活動日誌 <抜粋> 1988.4.23~6.13.

- 4・23 事務局会議。
- 25 「教育を考える会」に参加。
- 26 市芦二年生「先生をかえせ」抗議署名を校長に提出。
- 27 芦教組「臨教審教育6法粉碎集会」に参加。法対会議。
- 28 分執対市交渉再開。
- 5・1 芦屋地方労働組合協議会の単組交流会に参加。
- 3 小尻記者追悼尼崎青空表現市に参加。
- 9 兵庫障害者解放運動意見交流会が市教委に障害者との話し合いを要請、市教委はロククアウトし警官に守られ逃亡。実現する会の交流会に参加。
- 11 救援会幹事会。
- 12 同盟公判傍聴。
- 14 「教育反動6法案に反対する
- 15 「教育を考える会」に参加。
- 23 狭山再審要求・教育臨調粉碎芦屋市民集會に参加。
- 25 組合活動の保障要求等対市教委交渉。
- 26 芦屋地労協常任幹事会で「市芦における不当労働行為に関する、公正な審理と早期に裁決することを求める要請署名」のとりくみを決定。
- 28 通信No.18発送。
- 6・2 第8回公開口頭審理。地労協で教育予算・福祉切り捨て反対一〇〇〇万人署名、駅ビラ配布。
- 10 共同購入実施。教育を考える会に参加。
- 13 法対会議。